

令和7年度(2025年度)熊本県会計年度任用職員(税務補助職員)募集案内

1 募集職種

熊本県会計年度任用職員税務補助職員（収税第二課 5か月）

2 職務内容

収税事務（県税の収税業務に係る事務補助等）

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

（1）職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

（2）任 用 期 間：令和7年（2025年）9月1日～令和8年（2026年）1月31日

※この任用期間をもって終了し、継続しての再任用をすることはありません。

（3）勤 務 地：熊本県県央広域本部総務部収税第二課（熊本県庁新館1階）

（4）勤 務 時 間：9：00～16：00（週4日）、9：00～15：00（週1日）

但し、これにより難い場合は、所属長が別に指定した時間

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

（5）休 憩 時 間：12：00～13：00

（6）休 日 等：土曜、日曜、祝日

（7）報 酬 等：①報酬日額 6時間勤務 6,764円

5時間勤務 5,637円

②通勤費用 実費相当額を支給

※報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

（8）社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

（9）公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

（10）条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

（11）地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務法の適用

上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

（12）退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時：令和7年(2025年)8月8日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所：熊本県県央広域本部総務部 収税第二課内 会議室1（熊本県庁新館1階）
にご集合ください。
- (3) 合格発表：令和7年(2025年)8月14日(木)

8 応募方法・申込期間

- ・令和7年(2025年)7月31日(木) 午後5時までに、以下の書類を県央広域本部総務部 収税第二課（熊本県庁新館1階）へ持参または郵送してください
 - 申込書（様式は熊本県ホームページからダウンロードしてください）
 - 受験票を貼り付けた官製はがき（受験票は「申込書」様式の2頁目から切り取る）
 - ハローワークを通じて申し込む場合は、「ハローワークの紹介状」を添付する。
- ・持参の場合の受付は、平日の午前8時30分～午後5時までとなります。
（土曜日、日曜日、祝日は受付できません）
- ・郵送の場合は、必ず特定記録郵便にしてください。
また、封筒の表に「税務補助職員採用試験申込」と朱書きしてください。

※応募者多数の場合は、上記の募集期間内であっても申込みを締め切る場合があります。

【申込書類提出先・連絡先】

〒862-8570（※こちらの専用郵便番号を使用してください）

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県県央広域本部総務部 収税第二課（熊本県庁新館1階）

電話 096-333-3213（直通）